

つくば市違反広告物等是正事務処理要領

目次

第1章 一般的事項

第2章 是正指導等

第3章 措置命令

第4章 刑事告発

附則

第1章 一般的事項

(趣旨)

第1条 この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）、つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下「条例」という。）及びつくば市屋外広告物条例施行規則（平成24年つくば市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、違反広告物等に対する是正指導その他必要な措置（以下「是正措置」という。）に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告物等 屋外広告物及び掲出物件をいう。

(2) 違反広告物等 条例第6条第1項から第3項までに規定するものを除く次のものをいう。

ア 条例第3条に規定する禁止地域等に表示され、又は設置されている広告物等

イ 条例第4条に規定する禁止物件に表示され、又は設置されている広告物等

ウ 条例第5条及び第12条第1項に規定する市長の許可を受けることなく表示され、又は設置されている広告物等

- エ 条例第6条第4項及び第5項に規定する広告物等で市長の許可を受けることなく表示され、又は設置されている広告物等
- オ 条例第8条に規定する禁止広告物等に該当する広告物等
- カ 条例第10条第1項に規定する市長の許可を受けることなく許可期間満了後更に継続して表示され、又は設置されている広告物等
- キ 条例第11条第1項に規定する市長の許可を受けることなく変更され、又は改造された広告物等

(3) 職員 是正措置を担当する職員をいう。

(4) 県条例 茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）をいう。

(5) 県要領 茨城県違反広告物是正指導等事務処理要領をいう。

(6) 違反行為者 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者をいう。

(調査)

第3条 職員は、市内の定期的な巡回等により違反の疑いがある広告物等を発見したとき又はこれらに関する市民からの通報を受けたときは、速やかに現地を調査し、事実の確認を行うものとする。

2 職員は、実情に沿った重点是正地域の指定を行い、違反広告物等の指導取締りのための必要な調査を実施する。

3 職員は、調査に当たっては、調査時の現況を写真及び書面で記録するものとする。なお、写真の撮影に当たっては、撮影年月日を判別できるようにしておくものとする。

4 職員は、調査に当たっては、必ずその身分を示す証明書（規則様式第18号）を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

5 職員は、調査のため住居の敷地等民有地に立ち入る場合は、あらかじめその居住者等の承諾を得ることとし、承諾が得られないときは、立ち入らないものとする。ただし、広告物等の落下、倒壊等公衆に対する差し迫った危険が予想される

ときは、この限りでない。

6 違反の疑いがある広告物等については、次に掲げる方法により当該広告物を表示し、若しくは設置し、又は管理する者等の把握に努める。

(1) 広告主又は土地所有者に次に掲げる文書を送付する。

ア 照会文書

イ 違反の疑いがある広告物等のカラー写真（撮影日を記入したもの）

ウ 広告物等設置状況報告書（様式第1号。以下「設置状況報告書」という。）

(2) 設置状況報告書の提出期限は、発送日から2週間程度経過した日とする。

7 調査の結果、違反広告物等に該当すると認められるときは、違反広告物台帳に記載するものとする。

（無登録業者の営業を覚知したときの対応）

第4条 前条による調査において、違反広告物等を表示する屋外広告業者が、県条例第23条による登録を受けていないことを覚知したときは、無登録広告業者通知（県要領様式4）により茨城県に通知する。

（関係機関との連携）

第5条 違反広告物等が道路法、建築基準法その他の法令等に抵触する恐れがある場合は、速やかに関係機関に通報し、当該機関と連携して対応するものとする。

2 第3条の規定による調査は、必要に応じて道路管理者及び警察署等の関係機関と共同で実施するものとする。

第2章 是正指導等

（留意事項）

第6条 違反行為者が法及び条例の趣旨を理解し、自発的に違反広告物等を是正することが望ましいことから、行政処分に先立ち、口頭指導、文書指導等の段階的で実効性のある指導を徹底する。

（是正指導等の相手方）

第7条 この要領に基づく是正指導等は、原則、違反行為者のうち、実情に応じて

判断した者（以下「指導等の相手方」という。）に対して実施する。

（許可基準に適合する違反広告物等の是正指導等）

第8条 違反広告物等（許可の更新期限を超過した広告物を含む。）が許可基準に適合している場合は、次に掲げる方法により、許可申請（変更の許可申請を含む。以下同じ。）を行うよう指導する。

- (1) 指導等の相手方に口頭で違反である旨を伝えるとともに、許可申請を行うよう指導する。なお、申請期限は、口頭指導の日から2週間程度経過した日とする。
- (2) 前号の申請期限までに許可申請がないときは、申請指導文書及び屋外広告物条例の概要を送付する。なお、申請期限は、発送日から2週間後とする。
- (3) 前号の申請期限までに許可申請がないときは、申請督促文書を送付する。なお、申請期限は、発送日から2週間後とする。
- (4) 前号の申請期限までに許可申請がないときは、条例第19条の勧告を行う。
- (5) 前号の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、条例第20条の公表を行う。
- (6) 前号の公表後においてなお正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、条例第21条第1項の措置命令を行う。

（許可基準に適合していない違反広告物等の是正指導等）

第9条 違反広告物等が許可基準に適合していない場合は、次に掲げる方法により指導する。

- (1) 指導等の相手方に口頭で違反である旨を伝えるとともに、除却又は許可基準に適合するように改修するよう指導する。なお、是正期限は、口頭指導の日から2週間程度経過した日とする。
- (2) 前号の是正期限までに是正されないときは、是正指導文書、違反広告物等正計画書（様式第2号。以下「是正計画書」という。）及び屋外広告物条例の概要を送付する。なお、是正計画書の提出期限は発送日から2週間後とし、是

正期限は、是正計画書の提出期限の日から3月後とする。また、違反広告物等の表示又は設置場所として土地を提供している者に対し、文書により、協力を依頼する。

(3) 前号の提出期限までには是正計画書の提出がないときは、是正督促文書を送付する。なお、是正計画書の提出期限は、発送日から2週間後とする。

(4) 是正計画書が提出されたときは、次のとおり取扱う。

ア 計画内容を確認し、必要な補正を求める。

イ 是正計画書を提出した者に、確認通知書を送付する。なお、是正による改修により許可申請が必要となるときは、改修に着手するまでに市長の許可を受けるよう指導する。

ウ 是正期限までには是正されないときは、第6号により取扱う。

(5) 違反広告物等の是正が完了したときは、是正完了届（様式第3号）の提出を求める。

(6) 第3号の提出期限までには是正計画書の提出がないとき又は是正期限までには是正されないときは、条例第19条の勧告を行う。

(7) 前号の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、条例第20条の公表を行う。

(8) 前号の公表後においてなお正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、条例第21条第1項の措置命令を行う。

（勧告）

第10条 第8条第4号及び第9条第6号で行う勧告については、勧告書により勧告する。なお、是正期限は発送日から1月後とする。また、指導等の相手方が屋外広告業者である場合は、当該屋外広告業者に関する情報を違反広告業者通知（県要領様式6）により茨城県に通知する。

（公表）

第11条 第8条第5号及び第9条第7号で行う公表については、当該勧告の相手

方が勧告に従わない旨を公表する。なお、公表は、次に掲げる事項をつくば市公告式条例（昭和62年つくば市条例第1号）第2条第2項の掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載して行う。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所
- (2) 違反広告物等の設置場所
- (3) 違反の内容
- (4) 違反広告物等の表示の内容
- (5) その他参考となる事項
(緊急に是正を要する広告物等)

第12条 落下や倒壊等により公衆に対する差し迫った危険が予想される等、緊急の是正が必要な広告物等については、第8条から前条までの規定にかかわらず、速やかに是正するよう口頭で是正を指導するとともに、第13条に定める措置命令、第15条に定める警察への告発、行政代執行及び略式代執行を検討する。また、本条に該当する可能性のある広告物等を確認した場合は、茨城県に速やかに連絡する。

第3章 措置命令

(措置命令)

第13条 第8条第6号及び第9条第8号で行う措置命令については、次に掲げる方法により行う。

- (1) 命令に先立って、原則として、つくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）に基づき、意見陳述のための手続を行う。
- (2) 前号の意見陳述によって、勧告を受けた者が正当な理由なく弁明書を提出しないとき及び勧告を受けた者の弁明に理由がないと認めるときは、次に掲げる方法により措置命令を行う。

ア 違反広告物等が許可基準に適合しているにもかかわらず、勧告を受けた者が許可申請をしない場合は、是正命令書により是正を命ずる。なお、是正期

限は発送日から2週間後とする。

イ 違反広告物等が許可基準に適合していない場合は、次に掲げる方法により除却その他の必要な措置を命ずる。なお、是正期限は発送日から2週間後とする。

(ア) 改修すれば許可することができる見込みがあるとき

勧告を受けた者に対し、是正命令書により、除却するか、又は許可基準に適合するよう改修して許可申請をするよう命ずる。

(イ) 改修しても許可することができる見込みがないとき

勧告を受けた者に対し、是正命令書により除却を命ずる。

(3) 措置命令の内容が履行されないときは、措置を命じられた者に対して催告書により催告を行う。

(違反広告物等である旨の表示)

第14条 措置命令をした場合において、措置を命じられた者が特別の理由なく指定された期限を経過しても必要な措置をしないときは、その違反広告物等に違反広告物等表示書（規則様式第15号）を貼り付け、違反広告物等である旨を表示する。なお、違反広告物等表示書は、広告物の主たる表示の内容を損なわない箇所に貼り付けるものとする。

第4章 刑事告発

(刑事告発)

第15条 第13条による措置命令に従わないときは、警察署と告発の可否について協議し、これが整い次第、速やかに告発する。

2 告発したときは、告発内容を市のホームページに掲載し、併せて、報道機関等に情報提供をする。

附 則

この要領は、令和元年9月17日から施行する。

様式第1号

広告物等設置状況報告書

年 月 日

つくば市長 宛て

広告主

住所

氏名

印

電話番号 () -

私（当社）が表示している屋外広告物については、下表のとおりです。

項目	回答欄
1 所在地	つくば市
2 種類	野立広告 ・ 建築物利用広告 ・ その他 ()
3 表示内容	
4 つくば市屋外広告物 条例の許可の有無	有 ・ 無
5 所有者	住所 氏名 電話番号
6 施工者 (屋外広告業者等)	住所 氏名 電話番号
7 管理者	住所 氏名 電話番号
8 土地所有者	住所 氏名

注1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 「4」欄が「有」の場合は、許可書の写しを添付してください。

3 必要に応じて屋外広告業者等に確認の上、作成してください。

様式第2号

違反広告物等是正計画書

年 月 日

つくば市長 宛て

設置（表示、管理）者

住所

氏名

印

電話番号（ ） —

私は、下記1の違反広告物について、下記2のとおり是正をすることを確約します。また、是正完了後は、直ちに是正完了届（様式第3号）を提出します。

記

1 屋外広告物

(1) 所在地

(2) 種類

(3) 表示内容

2 是正計画

(1) 内容

(2) 履行期限

※是正計画書の提出期限の日から3月後（ 年 月 日）までの日付を記入してください

年 月 日

(3) 実施者

住所

氏名

電話番号（ ） —

様式第3号

年 月 日

つくば市長 宛て

設置（表示、管理）者

住所

氏名

印

電話番号（ ） —

是 正 完 了 届

年 月 日付け つくば都計第 号で指導を受けた屋外広告物の是正については、下記のとおり必要な措置を行いましたので、届け出ます。

記

1 完了した是正措置の内容 ※該当する項目に○をつけてください

(1) 許可基準に適合するよう改修

(2) 除却

2 是正後の状況

別添写真のとおり